

# NHK放送受信料 の免除について

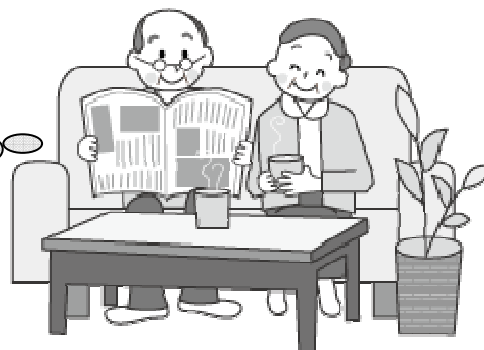


平成20年10月1日から、免除基準が変わっています。



家族に障害者手帳をお持ちの方がいて、家族全員が  
市町村民税（住民税）非課税の場合は、**全額免除**に  
なります。

免除できる家庭が増えました。  
半額免除中の方は、全額免  
除できるか、1度確認してみる  
ことをオススメします。



世帯主が、聴覚障害または視覚障害により障害者手帳をお持ちの場合は、市町村民税を払っていても、NHK放送受信料  
は**半額免除**できます。



他にも、重度の障害（身  
体・知的・精神）の方が世  
帯主の場合は、半額免除で  
きます。



※ 申請には障害者手帳と印鑑が必要です。  
申請・問合せは市役所**障害福祉課**へ  
FAX 224-5093(障害福祉課)